

議第13号

鶴岡市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び鶴岡市社会教育委員条例（平成17年鶴岡市条例第93号）第1条の規定に基づき、鶴岡市社会教育委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和2年6月18日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦

議第14号

鶴岡市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

鶴岡市学校給食センター条例（平成17年鶴岡市条例第90号）第4条及び鶴岡市学校給食センター条例施行規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第21号）第6条の規定に基づき、鶴岡市学校給食センター運営委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和2年6月18日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦

議第15号

鶴岡市藤島ふれあい食センター運営委員会委員の委嘱について

鶴岡市ふれあい食センター設置条例（平成17年鶴岡市条例第26号）第4条及び鶴岡市教育委員会に対する事務委任規則（平成29年鶴岡市規則第16号）第8号に基づき、鶴岡市藤島ふれあい食センター運営委員会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和2年6月18日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦

文化芸術・スポーツ振興のための市有施設の減免措置について

鶴岡市教育委員会

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、これまで市民の文化芸術・スポーツ活動は自粛を余儀なくされていたが、市が所管する施設で実施する各種活動やイベント等については、今後、本市の対応方針に基づき段階的に規模要件（人数上限）等が緩和される。

こうした状況を捉え、発表会や競技大会等の市民活動の再開・継続に向けた取組みを支援し、文化芸術・スポーツの振興を図るため、活動に供する施設の使用料及び冷暖房料等を減免する。

2 事業内容

(1) 対象事業

① 市民、市内の団体及び学校等が行う文化芸術・スポーツ活動で、次に掲げる事業

【文化芸術活動】

- ア) 教育活動としての合唱祭、学校祭、発表会、定期演奏会、演劇鑑賞会、音楽フェスティバル、コンクール
- イ) 市民の鑑賞に供する事業としてのチャリティーショー、公演
- ウ) 文化芸術活動の振興を図る発表会、演奏会、展示会、展覧会

【スポーツ活動】

- エ) 市民等が参加し、練習の成果を発揮する場として市内競技団体が実施する競技大会、記録会

② 市民の文化芸術の振興を図るため企画制作会社等が実施する興行、及びスポーツ振興を図るためプロスポーツチームによる試合等で、次に掲げる事業

- オ) コンサート、公演、プロスポーツの試合

(2) 対象施設（全30施設）

① 文化芸術施設（6施設）

荘銀タクト鶴岡	中央公民館	鶴岡アートフォーラム
東田川文化記念館	榎引生涯学習センター	温海ふれあいセンター

② スポーツ施設（21施設）

小真木原総合体育館	朝暘武道館	小真木原陸上競技場
小真木原野球場	小真木原テニスコート	小真木原相撲場
市民プール	宝田体育館	東部運動広場
大山運動広場	藤島体育館	ふれあいと躍動の広場
藤島運動広場	羽黒体育館	羽黒テニスコート
羽黒体育センター	榎引スポーツセンター	鶴岡市グラウンドゴルフ場
榎引総合運動公園	朝日スポーツセンター	温海総合運動場

③ その他施設（3施設）

勤労者会館（大ホール）	出羽庄内国際村（国際村ホール）	庄内産業振興センター（マリカ市民ホール）
-------------	-----------------	----------------------

（3）減免内容と減免割合

対象活動	減免内容	施設使用料	備品使用料	施設冷暖房料
(1) 対象事業①の活動	高校生以下	80%減額	80%減額	80%減額
	その他一般	60%減額	60%減額	60%減額
(1) 対象事業②の活動		50%減額	50%減額	50%減額

※各施設1回の利用に係る減免割合

※減額割合の理由は次のとおり。

50%減額…令和2年5月26日付け、山形県対策本部決定の「イベント等の開催に関する基本方針」において、屋内施設の参加人数は「収容定員の半分程度以内」と制限されているため。

60%減額…上記50%減額に加え、市民活動の再開・継続を支援するため10%上乗せ。

80%減額…高校生以下については、現行の減免規定で50%減額とされている施設（荘銀タクト等）もあることから、これに上記60%減額（市民活動の再開・継続支援の減額率）を乗じたため。

3 期間

令和2年6月19日～令和3年3月31日

4 その他

- (1) 本減免措置と比較して、現行の減免措置の方が有利な場合は、現行の減免措置を適用する。
- (2) 本対応方針 別紙1「イベント等の開催に関する基本方針」の規模要件により、人数の制限を受け規模を縮小して行う事業、及び人数の制限以下でそもそも実施する事業のいずれも本減免措置の対象とする。

担当 社会教育課・スポーツ課

イベント等の開催に関する基本方針

5月26日以降、山形県内において開催するイベント等については、政府の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）」を踏まえ、次の規模別及び態様等別の要件を満たすものであり、かつ感染拡大防止に係る留意事項に対応できる場合に、開催できるものとする。

1 規模要件

次表の要件を満たす場合

時 期	要 件	
5月26日～ 6月18日	屋内	100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
	屋外	200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）
6月19日～ 7月9日	屋内	1,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
	屋外	1,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）
7月10日～ 7月31日	屋内	5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
	屋外	5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）
8月1日～	屋内	収容定員の半分程度以内の参加人数
	屋外	人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）

（注）上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

2 イベント等の態様及び種別要件等

(1) コンサート等

- ①密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなコンサート等に関しては、上記1の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
- ②管楽器を演奏する際も、演奏者との距離など注意すること。
- ③人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずるよう促すこと。
- ④コンサート等主催者及び出演者については、「業種別ガイドライン」等に基づき行動すること。

(2) 展示会等

- ①人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずるよう促すこと。

(3) プロスポーツ等

- ①全国的な人の移動を伴うプロスポーツ等については、主催者において選手・出演者等に対して適切な感染予防策（例えば、選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所等における三密回避等）を講じること。
- ②イベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を確保すること。

- ③①、②を前提として、まずは6月19日以後、無観客で開催すること。(7月10日以後は、上記1のとおり的人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件によること。)

(4) お祭り、野外フェスティバル等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。

- ①地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策(例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等)を講ずること。
- ②①以外の行事(全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの)については、中止を含めて慎重に検討すること。

3 感染拡大防止に係る留意点

(1) 適切な感染拡大防止策の実施

- ①適切な感染防止策(入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等)を実施すること。
- ②イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えるよう呼びかけること。

(2) 主催者によるイベント等の選手、出演者等の行動管理

規模要件等が緩和される6月19日以後においては、イベントの出演者等の移動も増大することに照らし、上記感染防止策等が実施されることに加え、主催者がイベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理(例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避)を行うこと。

(3) 参加者等の連絡先の把握

イベント等参加者の氏名と連絡先(電話番号等)を可能な限り把握すること(イベント終了後、参加者の中から新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、その濃厚接触者の健康観察等を確実に実施できるようにするため)。

今後、政府の基本的対処方針及び県内の感染状況等を踏まえて、適宜方針を見直す。

以上

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

< 基本的な考え方 >

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% (屋外200人)】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目途 *ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) *感染状況を踏まえて、判断。	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。